

# 福岡県新規就農者チャレンジ事業費補助金交付要綱

(制 定 令和8年3月10日 7経技第3649号)

## (目的)

第1条 知事は、地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知。以下「支援対策実施要綱」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村、協議会等(地方公共団体、農業関係団体、農業経営者、農業教育機関及び農業や教育に関する専門家等により構成され、協議会等の運営及び意思決定の方法、事務・会計処理の方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているもの)、農業協同組合等の民間団体(以下「市町村等」という。)に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (交付対象事業等)

第2条 第1条に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体は、補助の対象にしない。

## (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村等の長は、福岡県新規就農者チャレンジ事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 市町村等の長は、前項の交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を

いう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(申請内容の変更承認等)

第4条 市町村等の長は、交付申請書の記載事項について、別表の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、福岡県新規就農者チャレンジ事業費補助金変更交付申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(概算払)

第5条 市町村等の長は、補助金の概算払を受けようとするときは、福岡県新規就農者チャレンジ事業費補助金概算払請求書(様式第3号。以下「概算払請求書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の概算払をするものとする。

(状況報告)

第6条 市町村等の長は、事業に着手したときは、速やかに福岡県新規就農者チャレンジ事業費補助金着手報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 市町村等の長は、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、その理由を明記した福岡県新規就農者チャレンジ事業費補助金交付決定前着手届(様式第6号)を知事にあらかじめ提出しなければならない。この場合において市町村等の長は、交付決定までのあらゆる損失等について自らの責任において処理しなければならない。

3 市町村等の長は、事業の補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、福岡県新規就農者チャレンジ事業費補助金遂行状況報告書(様式第4号)を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができる。

4 市町村等の長は、事業に係る工事が竣工又は作業が終了したときには、速やかに福岡県新規就農者チャレンジ事業費補助金完了報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業が完了しない場合の手続き等)

第7条 市町村等の長は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告は、福岡県新規就農者チャレンジ事業費補助金実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)によるものとし、事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村等に対して、補助金の全額が概算払により交付された場合における前項の報告期日は、同項の規定にかかわらず、事業が完了する日が属する国の会計年度の翌年度の4月10日とする。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村等は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、同ただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の提出)

第9条 この要綱の規定により市町村等の長が提出する書類は、正副2部(原則として所轄農林事務所長を経由)とする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条第1項第2号の規定に基づく知事が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(関係書類の整備)

第11条 規則第10条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

別表

区分	経費	事業 実施主体	要件	補助率	重要な変更		
					事業実施 計画	交付申請	
						事業の内容の 変更	
担 い 手 育 成 ・ 確 保 等 対 策 事 業 費 補 助 金	地域農業構造 転換支援対策	新規就農者チャレンジ事業 早期の経営発展に資する取組 を行う新規就農者を支援する 事業	市町村	支援対策実施要綱 別記2 第4の2のとおり	支援対策実施要綱 別記2 第4の4による額	支援対策実施要綱 第4の規定に定め るとおり	1 交付金額の変更 2 事業の変更又は中止